

## 南大隅町不妊治療費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、不妊治療を受けている夫婦に対し、その不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、その経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策に努めることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦、又は当事者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦であること。
- (2) 申請日において、夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が1年以上の間、南大隅町に住所を有していること。
- (3) 申請人、配偶者共に町民税、固定資産税、国民健康保険税(料)、介護保険料、住宅料、水道料金及びその他の公共料金等の未納・滞納していないこと。

### (対象となる治療等)

第3条 この事業で対象とする不妊治療は、配偶者間で行う不妊治療であり、次に掲げる治療とする。また、先進医療部分も助成の対象とする。

- (1) 一般不妊治療 タイミング法、ホルモン補充療法(排卵誘発法等含む)及び人工授精
- (2) 生殖補助医療 都道府県が指定した医療機関(以下「指定医療機関」という。)において行われた体外受精、顕微授精
- (3) 男性不妊治療 体外受精又は顕微授精に用いるための精子を採取することを目的として実施した精巣内精子採取術等
- (4) その他医師が必要と認めた不妊治療

2 次に掲げる治療法は、助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母(妻が卵巣又は子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの)
- (3) 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外授精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの)

### (助成金の額等)

第4条 助成金の額(以下「助成額」という。)は、次に掲げる額の合計額(食事代など直接治療に関係のない費用を除く。)とする。ただし、1年間に10万円を上限に通算5年間助成する。他の市町村(政令市及び中核市を除く。)から既に助成を受けている場合は、その助成年数を通算年数から控除するものとする。

- (1) 保険適用の治療費の自己負担額から高額療養費及び付加給付の額を控除した額
- (2) 保険適応外の治療費の自己負担額からその他の助成を受けた場合はその額を控除した額

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする夫婦（以下「申請者」という。）は、南大隅町不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 申請書には、南大隅町不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）、南大隅町不妊治療費助成事業薬剤費証明書（様式第3号）のほか、申請書様式に定める必要な関係書類を添付すること。
- 3 第2条に規定する法律婚及び事実婚の婚姻関係の確認方法については、次のとおりとする。
  - (1) 法律婚の場合は、住民票又は戸籍謄本により確認する。
  - (2) 事実婚の場合は、両人の住民票（同一世帯であることの確認）及び戸籍謄本（重婚でないことの確認）により確認するとともに、事実婚関係に関する申立書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。
- 4 助成金の交付申請は、当該不妊治療の終了した日の翌日から1年以内に行わなければならない。

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条第1項の申請があったときは、これを審査し、かつ、南大隅町不妊治療費助成事業個人台帳（様式第5号）に登載し、助成の要件を満たしていると認めたときは、助成金の交付の決定を行うものとする。

- 2 町長は、前項の交付決定を行ったときは、南大隅町不妊治療費助成金交付決定通知書（様式第6号）により、又は却下決定を行ったときは、南大隅町不妊治療費助成金交付却下決定通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

(助成金の給付)

第7条 前条第2項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、交付決定通知書に基づき南大隅町不妊治療費助成金請求書（様式第8号）により請求するものとし、町長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する
- 2 この要綱は、平成29年1月1日から施行する
- 3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する
- 4 この要綱は、公布の日から施行し、不妊治療の開始が令和4年4月1日以降の不妊治療について適用する。

- 5 この告示の施工の前日まで、改正前の南大隅町不妊治療費助成金助成事業実施要綱の規定により助成を受けた年数については、第 4 条に規定する助成の期間から控除するものとする。